

令和6年能登半島地震で影響を受けた事業所の皆さま  
 国の被災事業者向け支援制度が開始されました。  
 復旧、事業再建、キャンセル等で経営が厳しい環境での売上・  
 収益改善にご活用ください。  
 計画書の作成は糸魚川商工会議所がサポートします。

## 災害支援枠 小規模事業者持続化補助金

補助上限額	補助率	条 件
① 200万円	2/3以内	事業用資産が損壊等直接的な被害があった事業者 ※在庫、棚卸資産は事業用資産対象になりません※
② 100万円		令和6年1月または2月の売上が20%以上減少した間接的な被害があった事業者

※小規模事業者のみ申請可…商業・サービス業：従業員5名以下  
 サービス業の内宿泊業、製造業その他：従業員20人以下  
 ※申請には地震による被害を証明する公的証明書が必要です。糸魚川市役所に申請します。  
 ①：「罹災証明書」、「被災届出証明書」－写真が必要です  
 ②：「売上減少の証明申請書」－R6年1月または2月の売上高が前年同期比較で20%以上減少したことを証明するため、金額がわかる書類が必要です。

### 取組イメージ: 早期の事業再建に向けた取り組みを支援

- ・事業再建の取り組みに必要な機械設備（スチコン等）
  - ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修もOK）
  - ・新規ネット販売や予約システム等の導入。
  - ・新商品等を陳列するための陳列棚や什器備品の購入。PR経費。
- など概ね1年以内に売上につながるが見込まれる事業を支援

### 留意事項

- 事業再建に向けた計画を策定し、商工会議所の確認を受けていることが必須
- 補助金の採択には締め切り後1か月程度かかります。必ず採択されるわけではありません。
- 補助金は事業完了（支払いをすべて済ませた）後、実績報告書を提出し審査を受けてから支払われますので、その間の立替が必要となります。

### 事業継続力強化計画

いざというときに従業員の命を守り、早期営業再開に対応できる事業継続力強化計画の認定を目指しましょう。自然災害や感染症の流行など、事業活動の継続に支障をきたす事態への事前対策として、事業継続力強化計画策定が重要です。商工会議所では計画策定へのサポートをしています。